

## 公益社団法人川崎西法人会 役員等旅費規程

### (目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人川崎西法人会（以下「本会」という。）役員報酬等規程第 2 条の規定に基づき、役員等に対する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

### (適 用)

第 2 条 この規程は、本会の理事、監事及び委員（以下「役員等」という。）並びに支部及び部会の役員等について適用する。

### (旅 費)

第 3 条 旅費は、東京都及び神奈川県外の交通費及び宿泊料、参加会費（登録料）とし、出張目的のために必要とする日数について支給する。

ただし、1 回につき 4 名以内に半額を支給する。

2 全国法人会総連合または神奈川県法人会連合会が旅費を支給する会議等については支給しない。

### (交 通 費)

第 4 条 交通費は、本会事務所の最寄り駅から最終目的地までを支給範囲とし、最も経済的な通常の経路及び方法により算出するものとする。

### (宿 泊 料)

第 5 条 宿泊料は、1 泊当たり 5,000 円を上限として支給する。

ただし、本会が宿泊先を指定した場合には、宿泊料を支給せずに本会が直接宿泊先に支払う。

### (参加会費)

第 6 条 参加会費（登録料）は、本会事務局へ届いた書面を基にその半額を支給する。

ただし、本会名義の振込の場合は、本会が立替をし、本人へ徴収をするものとする。

### (支給方法)

第 7 条 旅費の支給は、鉄道切符及び航空券等の現物または現金によるものとし、原則として出張の事前に支給する。

ただし、本人が手配した場合等については、事後において実費精算するものとする。

### (改 廃)

第 8 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

## 附 則

この規程は、平成25年4月1日から適用する。